

この頁より合計 3 ページにご回答の上、2 頁で解説のウェブ回答、FAX 等にてご返送下さい。

平成 28 年衆議院議員選挙に際して
LGBT (性的指向・性自認) をめぐる課題に関する
各立候補者の政策と考え方に関する調査<調査票>

平成 29 年 10 月
LGBT 法連合会

立候補 (予定) 者のお名前 (義家 弘介) 所属政党 (自民党)
(神奈川県第 16 区) 選挙区 ・ 比例区

連絡用お電話番号:
046-226-8585

問 1 貴党が今回の衆議院議員選挙に立候補される際の「個人の選挙公約」に、何らかの LGBT 支援・権利確保政策は既に含まれていますか? 将来はいかがでしょうか? (単項回答)

- 1. LGBT の課題として、既に含まれている
- 2. 様々な少数者の支援・権利確保を語る中に含まれている
- 3. 含まれる可能性はある
- 4. 含まれる可能性はない
- ⑤ その他 (具体的に: わが党の公約で、性的指向に関する広く正しい理解の徹底を目的とした議員立派の創見を目的としており、私も同じ考えです)

問 2 個人としての、LGBT 当事者への接し方について、お伺いします。ご家族や友人から LGBT であることを、もし告白 (カミングアウト) されたら、あなたはどうなさいますか? (複数回答可)

- 1. その人を尊重し応援したいと思う
- 2. 距離をおきたいと思う
- 3. 差別や偏見で苦勞するだろうから、異性愛者としてや、戸籍上の性別のまま生きていくように諭す
- 4. 答えられない/分からない
- ⑤ その他 (具体的に:)

図3 LGBT支援政策の下の①～⑦の課題各々に関して、法制度や行政がどのような対応すべきか、ご自身のお考えを選択肢1～5から選び、ご記入下さい。

	1	2	3	4	5	その他/ 1～4から選択肢を選んだうえでの補足、 等（自由回答）
① 性的指向・性自認と、LGBT 当事者の直面する困難について、広く社会に教育・啓発を行う	1	2	3	4	5	
② 学校教育において、多様な性を学習する事を通じて、LGBTへのいじめ・差別を防止する	1	2	3	4	5	
③ 国・自治体の各レベルで、LGBT（性的指向・性自認に係る）の困難解消に向けた、基本計画を策定し実施する	1	2	3	4	5	
④ 学校・職場における、LGBTへのいじめ・ハラスメントの防止体制を確立する	1	2	3	4	5	
⑤ 困難を抱くLGBTに対する、相談・支援の仕組みを、学校・職場等に整備する	1	2	3	4	5	
⑥ LGBTに対する（性的指向・性自認に係る）、差別や不利益取扱いを防止・禁止する法やルールを制定する	1	2	3	4	5	
⑦ 施設・職場・学校等にて、LGBTに配慮した、サービスや施設面の対応を推進する	1	2	3	4	5	

- 5/6 -

問4 世界では、現在41の国と地域で同性婚が制度化され、他の多くの国・地域では同性間に適用できるパートナーシップ制度が広まっています。同性どうしの二人の組合、現行の日本の婚姻制度に当てはまらないため困難に陥る例が多く、異性間と同様・同等に、法的認知・サポートを受けられるようにする法制化を望む声が高まっています。どのような対応が望ましいとお考えですか？（複数回答可）

- 1. 同性間でも男女と同じ婚姻制度を適用できるようにすべきだ
- 2. 現在の婚姻に加えて、別途同性間だけのためのパートナーシップ制度を設けるべきだ
- 3. 現在の婚姻に加えて、(事実婚など異性間でも、) 同性間でも利用できるパートナーシップ制度を設けるべきだ
- 4. 各自自治体が、条例や首長のリーダーシップにて、同性間の関係を認知する宣誓・証明等を行う仕組みを広げていくべきだ (渋谷区、豊田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市等の例にならう)
- 5. こうした制度は異性間のものであるべきで特に必要ない
- 6. 答えられない/分からない
- ⑦ その他 (具体的に:)

問5 貴殿が当選した際には、様々な困難に直面するLGBT当事者を支援する為、ひとりの国会議員としてどのような事が出来るとお考えでしょうか？ ご自由にお書き下さい。これまでのご経験や実績を踏まえてお書きいただいても結構です。

(自由記述)

文部科学副大臣に 務めていた本年3月に「いじめ防止対策推進法」に基づいて、国が定める基本方針について新たにLGBTへの対応を盛り込んで改定を行うため、今後中LGBTへの理解を促進するための教員研修等の社会的な啓発を進めるべきと考へます

* 質問は以上です。記入漏れがないか念のためご確認の上、ご返送下さい。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。

⑥：5

わが党の公約で、性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進を目的とした議員立法の制定を目指すと記載しています。

⑦：5

①～④の回答をご参照ください。

(問4) 7. その他

憲法24条の「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」が基本であり、同性婚容認は相容れないものです。また、一部自治体が採用した「パートナーシップ制度」についても慎重な検討が必要です。

(問5)

私自身はLGBTではありませんが、家庭上の問題や生活が荒れていた時期もあり、そのことによる先入観や偏見などに苦しみました。また、教育者としても、子供達の抱える様々な悩みに接し、その中には少数者であることに起因するものもありました。これらの経験から、少数者の権利の確保や差別の解消は、教育上における重大な課題であると考えています。

その一環として、私が文部科学副大臣を務めていた本年3月に、「いじめ防止対策推進法」に基づいて国が定める基本方針について、新たにLGBTへの対応を盛り込んだ改定を行いました。今後も、LGBTへの理解を進めるための教員研修など、教育現場を含めた社会的な啓発を進めるべきと考えます。

LGBT法連合会

(問1) 5. その他

わが党の公約で、性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進を目的とした議員立法の制定を目指すと記載しており、私も同じ考えです。

(問2) 5. その他

わが党としては、カムアウトできる社会ではなく、カムアウトする必要のない、互いに自然に受け入れられる社会を実現します。すなわち、勧告の実施や罰則を含む差別の禁止とは一線を画し、あくまで社会の理解増進を図りつつ、当事者の方が抱える困難の解消を目指します。

(問3)

①: 5

わが党では、昨年、「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的な考え方」をとりまとめ、政府に対し、33項目にわたる要望を行っています。今後も引き続き、社会の理解増進を図り、多様性を受け入れる社会を目指します。

②: 5

研修などの強化や一層の理解促進について政府へ要望を行ったところであり、今後、政府の取り組みをフォローアップしていく予定です。

③: 5

「国における、理解増進のための基本計画の策定」を法律で義務化することを検討しています。

④: 5

職場については、研修の充実や性的指向や性自認に関する相談・紛争への対応を行っている事の周知などについて政府へ要望を行ったところであり、今後、政府の取り組みをフォローアップしていく予定です。

学校については、②の回答をご参照ください。

⑤: 5

①～④の回答をご参照ください。